

とっとり住まいる支援事業Q & A 令和2年度版

1 共通事項

1	県内に主たる事務所を有する建設業者の定義	県内に本店を構える業者とします。
2	直営は対象となるか	対象となりますが、建築本体工事を他者に請け負わせる場合には県内に主たる事務所を有する建設業者とするよう配慮してください。
3	他の補助金との併用の可否について	補助の対象が同一であって、国及び県が直接または間接に助成を行っている補助金については併用することができません。 [併用可能な助成金等の例] ・市町村・民間団体等が国及び県の助成を受けずに実施しているもの ・住宅本体の建設にかからないもの（土地、設備等） 個別具体的な併用の可否は以下のとおりです。
4	すまい給付金と併用してもよいか	併用できます。
5	次世代住宅ポイントと併用してもよいか	原則併用はできません。ただし、改修は、次世代住宅ポイントの対象となる改修工事の請負工事契約と、とっとり住まいる支援事業の改修工事の請負工事契約が別である場合については、併用することができます。
6	「地域型住宅グリーン化事業」と併用してもよいか	<令和2年度制度が確定していないため、令和元年度の内容を記載しています。> 地域型住宅グリーン化事業で地域材利用の助成を受けない場合、併用は可能です。
7	「震災に強いまちづくり促進事業」と併用してもよいか。	[新築] 震災に強いまちづくり促進事業で県産材に係る費用を除いた助成を受ける場合、とっとり住まいる支援事業の県産材の支援（15万円）・県産規格材の支援（上限25万円）・県産機械等級区分構造材（上限20万円）・県産CLT材及び県産内外装材の支援（上限15万円）の併用は可能です。 （※子育て世帯等（10万円）、三世帯同居等世帯（10万円）及び伝統技能活用住宅（20万円）の併用は不可） [改修] 震災に強いまちづくり促進事業で県産材に係る費用を除いた助成を受ける場合、とっとり住まいる支援事業の県産材の支援（最大25万円）の併用は可能です。 （子育て世帯等（10万円）、三世帯同居等世帯（10万円）及び伝統技能活用改

	修（最大15万円）の併用は不可）
--	------------------

2 補助対象となる木造住宅の建設等（新築等）について

1	どのような住宅が助成の対象となるか	居室、台所、浴室、トイレを備え、独立した生活が可能な新築一戸建木造住宅であって、県産材を10立方メートル以上使用した場合を対象とします。申請を行う年度内に着工し、翌年度の1月末日までに完成することが条件となります。 ※浴室には浴槽が設置されている必要があります。（シャワーのみの場合は要件を満たしません。）
2	敷地内に既存の建物がある場合でも対象となるか	新築する住宅が上記2-1の要件を満たしている場合は、建築基準法上の増改築であっても、新築の区分で助成対象となります。（離れを残して母屋を増築する場合等）
3	店舗併用住宅は対象となるか	住宅部分が上記2-1の要件を満たしている場合は対象とします。
4	構造の一部に鉄骨を使用してもよいか	構造耐力上主要な部分の過半が木造であれば、混構造の住宅であっても対象となります。
5	別荘は対象となるか	居住の本拠となる住宅であることが条件ですので、別荘は対象となりません。
6	着工の定義	新築の場合、丁張り時点とします。 改修の場合、解体・撤去を伴う改修工事が一連に行われる場合については、解体・撤去の着手時点とします。 なお、別棟の離れ等を増築する場合は新築工事と同様に扱います。
7	建売住宅の場合、登録時より増額して申請を行うことができるか	登録時の内容で助成対象として認めたものであるため、増額して申請を行うことはできません。
8	補助金の実績額が交付決定時より減った場合、当初申請していなかった項目に係る助成を受けることができるか	当初申請されていなかった場合は、助成を受けることはできません。

3 県産材の支援について

1	どのような住宅が助成の対象となるか	上記2-1の要件を満たす住宅で、県産材を10立方メートル以上使用するものを対象とします。
2	県産材の定義	県産材とは県内の森林から伐採された原木を県内で加工（機械プレカット加工を含む。）した製材品又は同原木を県内で加工した木材で部材の全てが構成された直交集成板（CLT）、単板積層材（LVL）、合板等をいいます。
3	県産材使用量に外装材や下地材は含まれるか	含まれます。

4	車庫や物置の県産材使用量は含まれるか	住宅本体と一体となった車庫や物置であって、住宅用に使用されるものであれば対象とします。
5	ウッドデッキは県産材使用量に含まれるか	当該ウッドデッキが住宅本体と一体となっている場合は対象とします。
6	門、木塀の県産材使用量は含まれるか	住宅本体に付属する門、塀であって、建設時期が同時期であれば対象とします。
7	伝統技能に係る県産材使用量を計上してもよいか	計上できます。
8	店舗併用住宅の場合、県産材使用量はどのように算出するのか	<p>県産材使用量は住宅部分の延べ面積と、店舗部分の延べ面積で面積按分して算出してください。</p> <p>なお、住宅部分と店舗部分で使用した木材が明らかに区分できる場合であれば、住宅部分のみの県産材使用量算出も可能としますが、その事実が客観的に説明できる資料（住宅部分に使用した県産材等を種類ごとに明瞭に色分けされ、判別することが可能な木拾い表、配置図、平面図（部屋の用途が記載されたもの）、立面図、軸組図及び梁伏せ図等）を提出してください。</p>
9	県産材の使用量が交付申請時より増えた場合、補助金も増額されるか	<p>補助金額は交付申請の内容に基づいて交付を決定された額と、実績に基づいて算出された額のいずれか低い金額で決定されます。</p> <p>交付決定後に補助金の増額を行うことはできません。</p>
10	県内で機械プレカット加工が行われたことの証明はどのようにすれば良いか	プレカット事業者の記載がある県産材の産地証明書の写し又は県内プレカット加工証明書（様式第9号）若しくはその写しを実績報告書に添付してください。なお、プレカット事業者の押印等が必要になります。

4 県産規格材の支援について

1	助成の対象は	上記2-1及び3-1の要件を満たす住宅で、県産規格材を活用するものを対象とします。
2	県産規格材の定義	日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第10条第1項の規定による格付が行われた上記3-2の県産材であって、含水率が20%以下のものをいいます。
3	含水率の測定はどのように行うのか	乾燥JAS製材またはそれに準ずる品質管理に基づき出荷されたことが証明されるJAS製材（県産規格材の数量が記載されたJAS製品販売管理表により証明された材料、乾燥JAS認定工場の納品書又は出荷伝票等に県産材販売管理票の番号及び県

	<p>産規格材の材積を記載し、乾燥 J A S 認定工場印を押印したのものにより証明された材料) 以外の場合、以下の方法により含水率の測定をします。</p> <p>〔測定基準〕</p> <p>該当する部材は全数測定とし、公益財団法人日本住宅・木材技術センターが認定した木材水分計により部材の中央部分 1 箇所を測定します。</p> <p>〔測定結果写真の提出〕</p> <p>測定結果写真は、物件名・施工業者・測定年月日を明記した看板が入るように撮影し、実績報告時に部材毎の代表箇所を添付してください。</p>
--	---

5 県産機械等級区分構造材の支援について

1	助成の対象は	上記 2-1 及び 3-1 の要件を満たす住宅で、県産機械等級区分構造材を活用するものを対象とします。
2	県産機械等級区分構造材の定義	上記 4-2 を満たす県産規格材かつ構造材で、公益財団法人日本住宅・木材技術センターが認定した木材水分計で測定した含水率が 20% 以下であること (L V L は含水率 14% 以下の J A S の格付を行ったもの) 及び機械等級区分装置で測定した曲げヤング係数が製材の日本農林規格第 6 条に定める等級 E50 以上 (L V L は 50E 以上の J A S の格付を行ったもの) であることを測定により確認したものをいいます。
3	証明する書類は何か必要なのか	測定した寸法、含水率、ヤング係数、重量等が記載された機械等級区分構造材一覧表 (様式第 8 号) を実績報告書に添付してください。なお、機械等級区分を行った事業者の押印等が必要になります。
4	含水率又はヤング係数の測定を県外の事業者が行った場合も対象になりますか。	本事業は木材産業を含めた地場産業の振興を目的としているため、含水率又はヤング係数の測定を県外の事業者が行った場合は、県産機械等級区分構造材の支援対象になりません。

6 県産内外装材の支援 (新築、改修共通) について

1	助成の対象は	上記 2-1 及び 3-1 の要件を満たす住宅で、県産内外装材を活用するものを対象とします。
2	県産内外装材の定義	県産材を使用した内装仕上げ材及び外装仕上げ材で含水率 20 パーセント以下のもの (木塀及び門に使用するものを含む。) をいいます。
3	含水率の測定はどのように行うのか	乾燥 J A S 製材またはそれに準ずる品質管理に基づき出荷されたことが証明される J A S 製材 (県産規格材の数量が記載された J A S 製品販売管理表により証明された材料、乾燥 J A S 認定工場の納品書又は出荷伝票等に県産材販売管理票の番号及び県産規格材の材積を記載し、乾燥 J A S 認定工場印を押印したのものにより証明された材

		<p>料) 以外の場合、以下の方法により含水率の測定をします。</p> <p>〔測定基準〕 該当する部材は全数測定とし、公益財団法人日本住宅・木材技術センターが認定した木材水分計により部材の中央部分1箇所を測定します。</p> <p>〔測定結果写真の提出〕 測定結果写真は、物件名・施工業者・測定年月日を明記した看板が入るように撮影し、実績報告時に部材毎の代表箇所を添付してください。</p>
4	県産CLT材を内装仕上げ材に使用した場合は対象となるのか。	<p>対象になります。</p> <p>なお、県産CLT材を構造材又は下地材として使用したときは、新築の場合にあっては県産CLT材(1m³以上 定額5万円)、改修の場合にあっては県産構造材、下地材(2万円/1m³ 上限25万円)の支援が活用できます。</p>

7 伝統技能活用の支援(新築)について

(1) 全般

1	助成の対象は	<p>上記2-1及び3-1の要件を満たす在来軸組工法又は伝統構法の木造住宅で、以下の7つの伝統技能のうち、4ポイント以上活用するものを対象とします。 (手刻み4ポイント/外壁の下見板張り2ポイント/左官仕上げ1~2ポイント/瓦ぶき2ポイント/木製建具1~2ポイント/畳1ポイント/構造材現し/1ポイント)</p>
2	交付決定後に活用する伝統技術を変更してもよいか	変更可能です。

(2) 手刻み

1	助成の対象は	大工職人により、継手・仕口等の加工を手作業(電動工具の使用は可)により行ったものを対象とします。機械プレカット加工されたものは対象としません。
2	手刻み加工の木材とプレカット加工の木材を併用しているもよいか	機械プレカット加工の木材を一部でも使用している場合は、助成の対象となりません。
3	実績報告用の写真はどのようなものがよいか	仕口、継手加工作業中の写真を工事看板(建築主名記載)入りで撮影してください(作業中の写真が必要になりますので御留意ください。)

(3) 外壁の下見板張り

1	対象となる工法及び対象外となる工法	<p>県産材を使用し下見板張りを行ったものが対象となり、具体的な工法は以下のとおりです。</p> <p>羽目板張り等は、箱目地等が機械加工されることから伝統技能とは判断できないため、対象外となります。</p> <table border="1"> <tr> <td>対象となる工法</td> <td>ささら子下見板、押縁下見板、南京下見板</td> </tr> <tr> <td>対象とならない工法</td> <td>羽目板張り、ドイツ下見板</td> </tr> </table>	対象となる工法	ささら子下見板、押縁下見板、南京下見板	対象とならない工法	羽目板張り、ドイツ下見板
対象となる工法	ささら子下見板、押縁下見板、南京下見板					
対象とならない工法	羽目板張り、ドイツ下見板					
2	縦板張りは対象となるか	縦板張りは伝統技術にあたらないため、対象となりません。				
3	実績報告用の写真はどのようなものが必要か	施工後の写真を工事看板（建築主名記載）入りで撮影してください。				

(4) 左官仕上げ

1	助成の対象は	40 平方メートル以上の壁面を、外壁の場合にあってはモルタル塗、漆喰塗その他こて塗仕上げ、内壁の場合にあってはモルタル塗、漆喰塗、土塗壁、じゅらく塗、珪藻土塗その他こて塗仕上げとしたものを対象とします。
2	内壁に漆喰を利用した場合は対象となるか	対象となります。木舞壁、漆喰、じゅらく塗等の土塗壁の類は、下地にかかわらず対象とします。珪藻土も対象となります。 ただし、施工方法が吹き付けによるものは対象外です。こて塗仕上げとしてください。
3	下地はラスボードでも良いか	下地の種類は問いません。
4	モルタル下地に吹き付けをしても対象となるか	対象となります。
5	モルタル下地にタイル張り仕上げする場合は対象となるか	対象となりません。
6	内壁のみ、もしくは外壁のみで40m ² でも対象となるか	対象となります。
7	漆喰塗のこて塗仕上げ面積30m ² 、珪藻土塗のこて塗仕上げ面積30m ² の場合、ポイント数はどうなるのか	こて塗を行った面積が40m ² を超えていますが、2ポイントの対象となる漆喰塗のこて塗仕上げ面積が40m ² 未満のため、1ポイントとします。
8	実績報告用の写真はどのようなものが必要か	こて塗仕上げ作業中の写真を工事看板（建築主名記載）入りで撮影してください（左官仕上げ作業中の写真が必要になりますので御留意ください。）。

(5) 瓦ぶき

1	瓦とは	国産の瓦をいいます。形状はJ I SのJ形（和瓦）、F形（平板瓦）及びS形（洋瓦）の全てが対象となります。
2	J I S規格以外の同等品とは何か	国産の瓦であれば可とします。
3	棟瓦の仕様に規制はあるか	瓦の種類は問いませんが、瓦屋根標準設計・施工ガイドラインに基づき補強金物を使って屋根地へ緊結したものを対象とします。
4	使用面積に規制はあるか	主要な屋根の過半が瓦であれば可とします。
5	実績報告用の写真はどのようなものが必要か	瓦の留め付け状況がわかる写真及び棟の補強金物及び屋根下地への緊結状況がわかる写真を（建築主名記載）入りで撮影してください（住宅建設中の写真が必要になりますので御留意ください。）。

(6) 木製建具

1	県内に本拠地を置く建具業者の定義	県内に本店を構える建具業者とします。
2	見付面積とは何か	建具を正面から見た面積を指します。建具外枠の縦×横で算出します。
3	建具には県産材を使用しなくてもよいか	県産材の使用は問いません。
4	襖は助成対象となるのか	襖、障子は対象となります。ただし、戸襖、フラッシュ戸は助成対象外です。
5	実績報告用の写真はどのようなものが必要か	建具の種類ごとに建築主名、建具業者名及び建具の名称を記載した工事看板を写し込んだ設置完了後の写真を撮影してください。

(7) 畳

1	県内に本拠地を置く畳業者の定義	県内に本店を構える畳業者とします。
2	畳とは	県内に本拠地を置く畳業者が製作した畳（材料のイ草の産地は問わない。）を6畳以上使用することをいいます。ただし、置き畳は除きます。
3	へり無し畳（琉球畳）も対象になるのか。	対象になります。ただし、大きさが半畳の場合は0.5畳で計算してください。
4	畳の要件である6畳以上については、江戸間の畳6枚でも良いか	江戸間、京間等の規格に関わらずたたみを6畳以上使用した場合を対象とします。

5	実績報告用の写真はどのようなものが必要か	施工後の写真を工事看板（建築主名記載）入りで撮影してください。
---	----------------------	---------------------------------

(8) 構造材現し

1	構造材現しとは	居室において、小屋組又は床組みに使用した全てのはり、桁及び母屋の下端が見える場合（壁の部分を除く。）で、当該居室（収納を除く。）の見上げ面積が10m ² 以上の状態のことを言います。
2	見上げ面積の算出方法は	構造材現しの要件を満たす居室（収納を除く。）の見上げ面積で算出してください。なお、全てのはり、桁及び母屋の下端が見える状態（壁の部分を除く。）の居室のみを対象とします（例 居室のはりが2本あって、1本のみ下端が見える状態の場合は対象外です。）。
3	使用する横架材は県産材を使用しなくても良いのか	県産材の使用は問いません。
4	廊下、玄関、屋根裏倉庫、押入、クローゼットも対象になるのか。	対象になりません。
5	実績報告用の写真はどのようなものが必要か	施工後の写真を工事看板（建築主名記載）入りで撮影してください。
6	実績報告書に添付する図面にはどのようなものが必要か	該当する居室の平面図（見上げ面積の算出過程及び結果を含む。）のほか、全てのはり、桁及び母屋を記載した伏図（小屋伏図及び床伏図）に、居室で構造材現しになっているものを色分けした資料を提出してください。

8 子育て世帯等支援（新築、改修共通）について

1	助成の対象は	新築の場合にあつては上記2-1及び3-1、改修の場合にあつては下記8-1の要件を満たす住宅で、子育て世帯等に該当するものを対象とします。
2	子育て世帯等の定義	以下の要件のうち、申請日時点で1つ以上を満たすものをいいます。 ・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を養育する世帯 ・婚姻後10年以内の世帯 ※建築主（申請者）が上記要件を満たしている必要があります。
3	申請日時点では未婚だが実績報告までに婚姻する場合、対象となるか。	対象となりません。申請日時点で婚姻している必要があります。
4	事実婚の場合、対象となるか。	住民票の続柄で事実婚が確認できる場合で、生計を同一とした日から10年以内であれば対象とします。
5	登録申請書に子育て世帯等を証明する書類の添付は必要	建売や分譲住宅の登録申請時には、子育て世帯等を証明する書類（住民票の原本等）

	か。	の提出は必要ありません。 なお、登録住宅の購入者が実績報告又は完成後の建売住宅等で交付申請をする際は、子育て世帯等を証明する書類が必要です。
6	婚姻後10年以内のみに該当する場合の証明はどのようにするのか。	実績報告時に転居後の世帯全体の住民票のほか、戸籍謄本、戸籍抄本又は誓約書のうちいずれか一つを提出してください。

9 三世代同居等世帯（新築、改修共通）について

1	三世代同居等世帯の定義	新築の場合は、上記8-2の「子育て世帯等」に該当し、かつ、次のいずれかに該当する場合をいいます。 ・申請者又は申請者の配偶者の直系親族世帯と同一小学校区内に新たに居住すること。 ・申請者又は申請者の配偶者の直系親族の世帯と新たに同居すること。 いずれも、直系親族のうち、直系尊属は単身世帯であっても可とします。 改修の場合は、上記のほか、申請者の直系親族の子育て世帯等と新たに同居する場合も対象になります（例 申請者である親が住宅を改修し、新たに息子夫婦と孫が同居する場合）。
2	住宅の所有者と現に同居している単身の子や孫が、婚姻により異なる世帯として同居する場合対象になるか。	単身の子や孫が、婚姻後に申請する場合、子育て世帯等（婚姻後10年以内）に該当します。 しかし、三世代同居等世帯の対象とはなりません。
3	既に三世代が同居している場合、三世代同居等世帯の対象になるか。	対象となりません。
4	同居の定義は	同一住宅内又は敷地が隣接する住宅に居住することをいいます。
5	親の住宅に道路を挟んで隣接する場合は同居に該当するのか。	敷地が隣接しないので同居に該当しません。ただし、同じ小学校区内であれば近居に該当します。
6	既に三世代が近居（同じ小学校区内）している場合で、新たに三世代が同居する場合は、三世代同居等世帯の対象になるか。	対象となります。
7	直系親族が、賃貸住宅や介護老人保健施設に入居している小学校区内に、申請者が新たに近居する場合は、三世代同居等世帯の対象になるか。	対象となります。
8	直系親族が住む小学校区内に、申請者が中古住宅を購入後、住宅を改修する場合、三世代同居等の対象になるか。	対象となります。（改修における三世代近居に該当）

10 県産材活用改修について

1	対象となる住宅の要件は	自ら所有し、居住する住宅であれば、面積や構造、築年数等にかかわらず対象となります。賃貸住宅や社宅等は対象となりません。
2	新築の助成を受けた後で、改修の助成を受けても良いか。また改修の助成を数回に分けて受けることはできるか。	環境にやさしい木の住まい助成制度及び本制度による新築または改修の補助を受けた住宅については、10年以上経過しなければ再び補助を受けることはできません。 ただし、車庫、物置、木塀、門等の新設等当該住宅と明らかに区分できるもの場合は、県産材部分のみ助成を受けることができます。
3	車庫、物置、木塀も対象となるか	住宅と同一敷地内にあり、日常生活において使用している車庫、物置、木塀等については対象となります。「同一敷地内」とは住宅と同じ敷地内にあることをいい、道路等を挟む場合は対象となりません。
4	農業用の倉庫や店舗等は対象となるか	事業用のものは対象となりません。
5	他の補助金と合わせて利用してもよいか	補助の対象となる経費が区分できる場合は併用可能です。詳細は御相談ください。

11 伝統技能活用支援（改修）について

（1）全般

1	助成の対象は	上記8-1の要件を満たす住宅の改修で、以下の3つの伝統技能のうち2つ以上を活用するものを対象とします。 (建築大工技能／左官仕上げ／木製建具)
2	交付決定後に活用する伝統技術を変更してもよいか	変更可能です。

（2）建築大工技能

1	助成の対象は	県産材を使用し建築大工技能を活用した室内の見え掛かり部分（床材、壁材、天井材等）の仕上げ改修を行うもの（柱、梁等の構造部分は除く）と、外壁において県産材を使用し下見板張りを行うものを合わせて、見付面積が7平方メートル以上のものを対象とします。
2	室内の見え掛かり部分のみ、もしくは外壁の下見板張りのみで7㎡でも対象となるか	対象となります。
3	外壁の下見板張りの対象となる工法及び対象外となる工法は	伝統技能活用支援（新築）の基準に準じます。
3	縦板張りは対象となるか	外壁は、伝統技能活用支援（新築）の基準に準じます。

		内壁で県産材を活用して施工するものは対象とします。
4	実績報告用の写真はどのようなものが必要か	施工中の写真を工事看板（建築主名記載）入りで撮影してください（作業中の写真が必要になりますので御留意ください。）。

（３）左官仕上げ

1	助成の対象は	外壁の場合にあつてはモルタル塗、漆喰塗その他こて塗仕上げ、内壁の場合にあつてはモルタル塗、漆喰塗、土塗壁、じゅらく塗、珪藻土塗その他こて塗仕上げとし、それらの見付面積の合計が7平方メートル以上のものを対象とします。
2	内壁に漆喰を利用した場合は対象となるか	伝統技能活用支援（新築）の基準に準じます。
3	下地はラスボードでも良いか	伝統技能活用支援（新築）の基準に準じます。
4	モルタル下地に吹き付けをしても対象となるか	伝統技能活用支援（新築）の基準に準じます。
5	内壁のみ、もしくは外壁のみで7㎡でも対象となるか	伝統技能活用支援（新築）の基準に準じます。
6	実績報告用の写真はどのようなものが必要か	こて塗仕上げ作業中の写真を工事看板（建築主名記載）入りで撮影してください（左官仕上げ作業中の写真が必要になりますので御留意ください。）。

（４）木製建具

1	県内に本拠地を置く建具業者の定義	伝統技能活用支援（新築）の基準に準じます。
2	見付面積とは何か	伝統技能活用支援（新築）の基準に準じます。
3	建具には県産材を使用しなくてもよいか	伝統技能活用支援（新築）の基準に準じます。
4	襖は助成対象となるのか	伝統技能活用支援（新築）の基準に準じます。
5	実績報告用の写真はどのようなものが必要か	建具の種類ごとに建築主名、建具業者名及び建具の名称を記載した工事看板を写し込んだ設置完了後の写真を撮影してください。